平成27年度ドッグラン登録更新手続きのお知らせ

平成27年度ドッグラン利用者登録に関する更新手続きを下記のとおり行いますので、 引き続き来年度もドッグランの使用を希望される方は手続きをお願いいたします。 なお、書類がお手元に届き次第、お手続きにお越しくださいますようお願いいたします。

★更新手続きに必要な持ち物 <u>注)この5点がそろわない場合は更新できません。</u> 持ち物チェック欄にチェック☑を入れてから
カ手続きにお越しください。 持ち物チェック ☑
① 同封の平成27年度ドッグラン誓約書(必要事項をご記入のうえお持ちください。)
② 平成 26 年度あるいは 27 年度に接種の狂犬病予防注射済票 ※下の写真参照
写真は注射済票の例です。 ************************************
③ 現在ご使用中(平成 27 年 3 月 31 日まで有効)の 26 年度ドッグラン登録証明書
④ 更新料 1頭につき 500円(必要な方は別途ホルダー代 150円)
⑤ 愛犬の写真 縦 2.5 cm×横 3 cm サイズが変更になりました。 現在使用中の写真なそのままお使いいただけます。

記

時 **書類到着日より6月末日までの毎日 午前9時から午後5時まで** ※更新の手続きには駐車場サービス券の発行はありません。

場 所 公園センター内1階サービスカウンター

登録有効期間 <u>交付日から平成 28 年 3 月 31 日まで</u>

登録抹消 平成27年6月末日までに更新手続きをされない場合は登録抹消 となり、再利用する場合はガイダンスの再受講が必要となります。

そ の 他 青葉の森公園と北総花の丘公園のドッグランもご利用可能です。 また、柏の葉公園以外での更新にも変更できます。その際の登録手 続きは公園によって異なりますので、登録を希望する公園へ各自で ご連絡ください。

- ○青葉の森公園管理事務所 043-208-1500 (午前9時~午後5時)
- ○北総花の丘公園管理事務所 0476-47-4030 (午前9時~午後5時)

担当 河村·岸本

※裏面もご覧ください

★犬鑑札と狂犬病予防注射済票

犬の登録・毎年の狂犬病予防注射は飼い主の法的義務です。

①犬鑑札

鑑札は犬の首輪につけておかなければなりません。(狂犬病予防法第4条第3項) 鑑札は、犬を飼って最初に登録した時にだけ交付されるものです。

鑑札に記載されている年度・番号が、その犬の登録年度・登録番号になります。 もしも飼い犬が行方不明になってしまった場合、鑑札の年度と番号がわかれば、 市役所で飼い主の検索ができます。

※市町村によって形は異なります。

②狂犬病予防注射済票

狂犬病予防注射済票は鑑札と同じく犬の首輪につけておかなければなりません。 (狂犬病予防法第5条第3項)狂犬病予防注射済票は狂犬病の予防注射を受け、 毎年手続きをすると新しいものが交付されます。

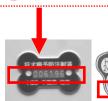
- ※毎年必ず狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けましょう。
- ※市町村によって形は異なります。













注射済票の例

③門標

門標は飼い犬がいる旨を表示しておくものです。門柱や家の出入口など他人が見やすい場所に貼ります。 (千葉県犬取締条例第4条第3項)

門標も、狂犬病の予防注射を受けて毎年手続きをすると、新しいものが交付されます。

★その他の手続きの方法(下記項目によりご登録内容に変更があった場合は、管理事務所までお知らせください。)

犬鑑札・狂犬病予防注射済票がなくなってしまった…

もし鑑札や狂犬病予防注射済票がなくなってしまったら、必ず再交付を受けて下さい。(狂犬病 予防法施行令第1条の2・第3条)

飼い主が変わった・引っ越した…

市内で飼い主が変更になったり、引っ越した場合は、市役所又は保健所(市町村によって異なります)へ届出が必要です。(狂犬病予防法第4条第4・5項)

市外に飼い主が変更になったり、引っ越した場合は、新しい所在地の市役所又は保健所(市町村によって異なります)へ届出が必要です。(狂犬病予防法第4条第4・5項)

愛犬が死んでしまったら…

登録を抹消するための届出をして下さい。

使用されていた鑑札や狂犬病予防注射済票を持参して届出書に記入してください。 (狂犬病予防 法第4条第4項)